

2020年7月13日

新設分割にかかる事前開示書面
(会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

大阪府枚方市招提田近1丁目9番地
ホソカワミクロン株式会社
代表取締役会長 兼 社長
代表執行役員 細川 悦男

当社は、2020年7月10日付で作成した新設分割計画書に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、当社の受託加工事業を、新たに設立するホソカワ受託加工株式会社（以下、「新会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件新設分割」という。）を行うことといたしました。本件新設分割に関し、会社法第803条及び会社法施行規則第205条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 新設分割計画の内容

別紙 新設分割計画書のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本件新設分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。新会社が発行する株式数については、当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第5条記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当すべき事項はありません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みに関して

①当社の2020年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は、本件新設分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を大幅に上回ることが見込まれます。したがって、本件新設分割が効力を生じる日以降における当社の債務履行の見込みは十分であると判断しております。

②本件新設分割後は、新会社に承継される債務の全てについて、重疊的債務引受けをするものとしたします。

③本件新設分割後における当社の収益状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

④以上を踏まえ、本件新設分割によっても、当社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

(2) 新会社の債務の履行の見込みに関して

①本件新設分割によって当社から新会社へ承継される予定の資産の額は、負債の額を十分に上回るため、新会社の債務履行の見込みは十分であると判断しております。

②本件新設分割後における新会社の収益状況について、新会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

③以上を踏まえ、本件新設分割によっても、新会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

以上

別紙（新設分割契約書）

新設分割計画書

ホソカワミクロン株式会社（以下、「当社」という）は、当社の受託加工事業を新設会社ホソカワ受託加工株式会社（以下、「新会社」という）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割を行う。ただし、会社法第 805 条の規定により、分割計画について当社株主総会の承認を得ないで新設分割する。分割計画は以下の通りである。

第 1 条（新会社の定款記載事項）

新会社の本店の所在地は大阪府枚方市招提田近 1 丁目 9 番地とし、新会社の目的、商号、発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙 1「定款」に記載のとおりとする。

第 2 条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新会社の設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

設立時取締役	田中 東人、細川 晃平、馬場 武史
設立時監査役	白谷 晴男

第 3 条（承継する資産、債務、その他の権利義務）

1. 新会社は、当社から別紙 2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本権利義務」という）を承継する。
2. 本分割後、当社は、新会社に承継される債務すべてについて重畳的債務引受けをする。

第 4 条（新会社の普通株式全部の取得）

新会社は、本分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として普通株式 1,000 株を発行し、当社にすべて割り当てる。

第 5 条（新会社の資本の額及び準備金）

新会社の資本の額及び準備金の額は次のとおりとする。

資本金	金 90,000,000 円
資本準備金	金 1,430,000,000 円

第 6 条（新設分割による変更及び設立）

本分割は、2020 年 9 月 30 日までに必要な手続きを終了させ、新設分割による変更の登記及び設立の登記をする。また、新会社設立の予定日（以下、「新会社の成立の日」という）は 2020 年 10 月 1 日とする。

ただし、手続きの進行上必要ある場合は、当社取締役会の承認を得て、これを変更することができる。

第7条（競業禁止義務の不存在）

当社は、本分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わない。

第8条（条件の変更）

本分割計画書作成後、新会社の成立の日に至るまでの間に、法令に定められた関係官庁の承認が得られないとき、または、天災事変その他の事由により、本権利義務に重大な変動が生じたときは、当社は必要に応じて本分割計画書を変更し、または本分割を中止することができる。

第9条（規定外事項）

本分割計画書に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

以上

2020年7月10日

大阪府枚方市招提田近1丁目9番地
ホソカワミクロン株式会社
代表取締役会長 兼 社長
代表執行役員 細川 悦男

【別紙 1】

ホソカワ受託加工株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ホソカワ受託加工株式会社と称する。
また、英文名の会社名を Hosokawa Powders Corporation とする。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 農業、林業、漁業、鉱業および製造業に用いる粉体（個体を含む）、液体の研究開発、加工、製造および販売。
2. 前号における加工、製造に用いる機械器具の研究開発、設計、製作および販売。
3. 工業技術ならびに原材料および製品の輸出入業務。
4. 前各号に附帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府枚方市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 8 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株

主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人および株式取得者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第 9 条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印して提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(手 数 料)

第 1 0 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第 1 1 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部または一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第 1 2 条 当社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名または名称および住所ならびに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

第 1 3 条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限および払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項および会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
 - 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

- 第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

- 第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

- 第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役または株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面または電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面または電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第19条 株主またはその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、代表取締役および取締役会

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員で選任された取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 当社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

- 2 当社は、取締役会の決議により前項の役付取締役のなかから代表取締役を選定する。

(業務執行)

第25条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役および常務取締役は社長を補佐し、定

められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の設置)

第26条 当社に取締役会を置く。

(取締役会の招集権者および議長)

第27条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第28条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第30条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第31条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名をし、取締役会の日から10年間当社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 監査役

(監査役の設置)

第33条 当会社に監査役を置く。

(監査役の権限)

第34条 監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

(監査役の員数)

第35条 当会社の監査役は3名以内とする。

(監査役の選任)

第36条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第40条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議により1事業年度の途中1回限り剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第42条 剰余金の配当および前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(設立時取締役および設立時監査役)

第43条 当会社の設立時取締役および設立時監査役は、以下のとおりとする。

設立時取締役：田中東人、細川晃平、馬場武史

設立時監査役：白谷晴男

(定款に定めのない事項)

第44条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

【別紙 2】

承継権利義務明細表

当社より新会社に承継される権利及び義務は、本件分割期日（変更された場合には、変更後の日を含む。以下同じ。）において当社が本件対象事業に関して有する以下の資産及び負債その他の一部の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は令和2年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割期日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産及び負債

当社が本件対象事業に関して有する、

- (1) 流動資産 現金預金、売掛金、棚卸資産、短期前払費用、立替金、未収入金、
仮払金及び貸倒引当金
- (2) 固定資産 建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具器具及び備品、土地及び
電話加入権
- (3) 流動負債 買掛金、未払金

2. 契約上の地位

- (1) 本件対象事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務
- (2) 前号に関わらず、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約及びこれに基づく本件対象事業以外の当社の事業に関連する個別契約は新会社に承継されない。

3. 雇用契約

新会社設立の日に、本件対象事業に従事する従業員で、当社との間で有期労働契約を締結している従業員、及び、有期労働契約を締結していた後無期労働契約に転換している従業員は、全員新会社が承継し、以後新会社の従業員として雇用する。

新会社設立の日に、本件対象事業に従事する従業員で、当社との間で無期労働契約を締結していた従業員（無期労働契約を締結した後定年退職により有期労働契約に転換した従業員を含み、有期労働契約を締結した後無期労働契約に転換した従業員を除く）は、当社に在籍させたまま新会社に出向させる。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、当社及び新会社間にて協議の上、決定する。

以上